

1

(配点 : 100点)

次の<記事 A><記事 B>を読んで、後の問いに答えなさい。(なお、この問題は法学的知識を問うものではない。)

<記事 A>

性自認は人それぞれだけれど、トイレや銭湯の使い分けはどうなるのか? 6月23日に施行された LGBTQ など性的少数者に関する理解増進法の報道をめぐり、そんな疑問を感じた人もいるかもしれない。結論から言えば、今と変わることはない。…「LGBT 法案が通ると、女子トイレがなくなるかもしれません」。5月26日午後1時ごろ、東京都杉並区の JR 荻窪駅前を通りかかった記者は、通行人に声を掛けながらビラを配る10人ほどの人たちを見かけた。受け取ると、「法[律]」ができれば男性が女子トイレに入れるようになり、女性や子どもが性犯罪に遭うという趣旨の文章が書かれていた。以前から、似たような話はツイッターなど SNS 上を中心に流されている。主に言及されているのは、生まれた時の戸籍の性別が男性で、自認する性別が女性である、トランスジェンダー女性だ。風呂やトイレなど男女別の施設を持ち出して、トランスジェンダー女性の存在と性暴力や性犯罪を結びつけ、不安をかき立てるような内容だ。今年に入り、理解増進法案が議論されたことで、このような話が一層広がった。…トイレの場合は、女性用は個室があり、使用する際に体を人前で露出する機会はない。[トランスジェンダーを巡る訴訟に携わってきた]立石結夏弁護士は国内外の判例などから、「具体的な問題が発生していない状況で、自認する性別でのトイレの使用を禁止することは難しい」と指摘する。さらに、トランスジェンダーと性犯罪を結びつける言説には、誤解があるという。立石弁護士は「本人が『心が女性だ』と言いさえすればトランスジェンダー女性だと認められるわけではない。性犯罪はきちんと取り締まるべきだが、トランスジェンダーとは別の問題だ」という。…

(藤沢美由紀「銭湯やトイレの利用 LGBT 理解増進法で何か変わるのか?」

2023年6月30日毎日新聞オンライン記事より抜粋、出題にあたり一部省略・変更)

<記事 B>

元フェンシング女子日本代表でトランスジェンダー、2児のパパ。性的マイノリティーへの理解を深めるためのイベント「東京レインボープライド」主催団体の共同代表理事の杉山文野(41)はこんな顔を持つ。その目に、いまの日本社会はどう映るのだろう。…

[記者] 女性用トイレの利用に関して、「『心は女性』と偽って男性が入ってくるのでは」といった声が上がりました。

[杉山] シスジェンダー(生まれたときの性別と性自認が一致している人)は「今日、トイレ入れるかな」なんて考えたことがないと思います。でも僕は今でもトイレで「男」「女」の表示を見ると、「お前はどっちなんだ」と突きつけられている感覚になります。移行前は女性用に入りました。それだってすごく嫌でしたが、男性用には入れない。見た目に変化が出てくると、どっちも入れず、多目的トイレを使うか、あきらめました。見た目が変わって、そろそろ大丈夫かなと男性用に入りました。いきなり「今日から女」だと言い張って女性用トイレに入

るトランスジェンダーはまずいない。

こんな議論になるのは、男女格差の問題もあります。女性から男性に移行して男性用トイレを使う人に、男性から不安の声は出ません。性暴力への懸念があるのは、圧倒的に女性。被害を泣き寝入りさせてきた社会の責任であり、トランスジェンダーのせいではありません。不安につけこみ反対意見をあおる風潮を懸念しています。…

(「グローブ281号<多様「性」見えていますか>日本で性的少数者であるということ
杉山文野」2023年6月18日付朝日新聞朝刊より抜粋、出題にあたり一部省略・変更)

問1 2つの記事で紹介されている弁護士およびトランスジェンダー当事者の主張によれば、記事Aの下線部の法律に対する不安は妥当か否か、述べなさい。その際、2つの記事のそれぞれにおいて述べられている主張の該当部分を示しなさい。

問2 2つの記事の内容を踏まえ、トランスジェンダー女性の権利およびシスジェンダー女性の権利をどのように実現すべきか、自分の考えを論じなさい。

以上